

ウィンター キャンペーン2025



取扱期間 | 令和7年11月4日(火) ▶ 令和8年1月30日(金)

下記1つ以上
ご契約で **よりぞうグッズプレゼント!**

※おひとり様いずれか1つ限りとする。※なくなり次第、配布終了。



よりぞう
フェイスタオル



HERSバスラボボドル
ゆずの香り



ピタッと包める
吸水「マルチクロス」

©よりぞう



資産運用形成コース

投信スポット購入

- 個人のみ。 ● 20万円以上のご購入が対象です。
- 契約口座は、課税口座(一般・特定)、非課税口座(NISA)いずれでも可能です。
- よりそいノーロードシリーズを除くスポット購入対象の全ファンドが対象になります。

つみたて投資信託

- 個人のみ。 ● 月額1万円以上のつみたてのご契約が対象です。
- 投信つみたてサービスを新たにご契約いただいた方が対象です。
- 契約口座は、課税口座(一般・特定)、非課税口座(NISA)いずれでも可能です。
- よりそいノーロードシリーズを除くつみたて対象の全ファンドが対象になります。

国債購入

- 個人のみ。 ● 50万円以上のご契約が対象です。
- 個人向け国債、新築国債が対象です。 ● 契約口座は、課税口座(一般・特定)となります。

JAバンク資産運用サービス

- 個人のみ。 ● 300万円以上のご契約が対象です。
- 契約口座は、特定口座のみとなります。

iDeCo

- 個人のみ。 ● 月額5千円からのお申込みになります。
- 「JAバンクのiDeCo(みずほプラン)」に新規加入し、掛金の引落口座にJAはが野の口座をご指定いただいたお客様(掛金拠出あり)。

農業者年金新規加入

- 個人のみ。
- 農業者年金制度に新規加入し、掛金の引落口座にJAはが野の口座をご指定いただいたお客様。

年金コース

- 他金融機関からの指定替。
- 年金受給予約(55歳から)。

JAカードコース

- JAカード・家族カードの新規お申込の方。
- 一体型カード、単体型カードいずれも対象です。

純新規口座コース

- 個人のみ。
- 初めてJAはが野で普通貯金口座を開設した方が対象です。

JAバンクアプリコース

- 個人のみ。
- アプリをダウンロードしログインした方が対象です。

JAバンクアプリプラスコース

- 個人のみ。
- アプリをダウンロード後、初期設定登録をした方が対象です。

ダブルチャンス!!

新規口座
開設時に

JAカード + JAバンクアプリ + JAバンクアプリプラス を同時申込で

1,000円分クオカードプレゼント!!



詳しくは店頭の説明書、またはホームページをご覧ください。



本店(金融部) ☎0285-83-7725
真岡支店 ☎0285-84-6611
茂木支店 ☎0285-63-1105

二宮支店 ☎0285-74-0020 益子支店 ☎0285-72-3246
市貝支店 ☎0285-68-1311 芳賀支店 ☎028-677-0080

「投資信託」に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金・共済契約とは異なり、元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。
- 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 購入時:購入時手数料がかかるファンドがあります。
- 運用期間中:運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
- 換金時:信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

「JAバンク資産運用サービス」に関してご留意いただきたい事項

- 投資一任業者がお客様に代わって運用を行いますが、これらの運用成果はすべてお客様に帰属します。
- 運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等(いずれも外貨建てのものを含みます。)を最終投資先とする投資信託にて行います。
- 投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。
- 減額(一部解約)等の契約変更および契約の終了(解約)に際して、お申込みを受付けることができない期間または条件等の制約が設けられています。
- JAバンクにおけるファンドラップの名称は、「JAバンク資産運用サービス」です。
- 本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ「投資一任契約の契約締結前交付書面(JAバンク資産運用サービス)」「JAバンク資産運用サービス 投資一任約款」「JAバンク資産運用サービス(愛称:まかせるぞう)サービス内容説明書」をお渡ししますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客様ご自身でご判断ください。
- 本サービスにかかる投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本サービスは、貯金や共済契約ではありません。また、元本保証はなく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではございません。
- 本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大1.320%(年率・税込)がかかります。
- また、投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用(信託報酬)や信託事務の諸費用(監査費用を含む)など、間接的にお客様がご負担する費用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限0.22%(年率・税込)となります。信託事務の諸費用(監査費用を含む)は、「国内株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内債券インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内リートインデックス・オープン(ラップ向け)」、「ヘッジ付先進国株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「先進国債券インデックス・オープン(為替ヘッジあり)(ラップ向け)」および「先進国リートインデックス・オープン(為替ヘッジあり)(ラップ向け)」については各投資信託の純資産総額に対して上限0.11%(年率・税込)、その他の投資信託については運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。別途、各投資信託が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。

「JAバンクのiDeCo(みずほプラン)」に関してご留意いただきたい事項

- 原則、60歳まで途中の引き出し、脱退はできません。
- 運用商品は、ご自身で選択いただけます。運用の結果によっては、損失が生じる可能性があります。
- 加入から受取りが終了するまでの間、所定の手数料がかかります。
- JAバンクは、みずほ銀行の個人型確定拠出年金プランの一部業務を受託しています。
- 60歳時点で通算加入者等期間^(※1)が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受け取りを開始出来る年齢が遅くなります。^(※2)
- 運用商品の配分指定をされなかった場合、掛金や移換される資産は、所定の期間経過後、全額「投資のソムリエ(DC年金)リスク抑制型」で運用されます。(移換のみ行い配分指定されなかった場合は未指図資産(=現金相当の資産として無利息の扱い)となります。なお、インターネットやコールセンターで運用商品の見直しが可能です。)
- 積み立てられた商品の売買には、所定の日数がかかります(通常3~8営業日がかかります)。退職などにともない企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した方は、6ヵ月以内にお手続きください。
- JAバンクは受付金融機関のため、運用商品に関する説明は出来ません。運用商品の内容については、運営管理機関のみずほ銀行が運営をしているJAバンクのiDeCoコールセンターまでお問い合わせください。
- ※1 通算加入者等期間とは、加入者または加入者であった方が60歳に達した時点で、①企業型確定拠出年金加入者期間、②企業型確定拠出年金運用指図者期間、③個人型確定拠出年金加入者期間、④個人型確定拠出年金運用指図者期間の各期間を合計したものです。なお、企業の退職金制度や企業年金制度から資産を確定拠出年金に移す場合(移換といいます)、これまでの制度の加入期間(60歳未満の期間に限る)が通算加入者等期間に合算されます。
- ※2 60歳以降に加入した場合などで通算加入者等期間が無い方は、加入から5年経過後に受取開始可能となります。

「国債購入」に関してご留意いただきたい事項

- 新型窓口販売方式の国債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 新型窓口販売方式の国債は、発行体である日本国政府の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 新型窓口販売方式の国債の購入時には初回の利子の調整額を払い込む必要があります。なお、初回の利子の調整額は、売却又は償還した場合における所得税の計算上、取得費として加算できます。
- 国債の利子は、受取時に20.315%(法人の場合、15.315%)分の税金が差し引かれます。
- 国債の売却・償還により生じた利益は申告分離課税の対象となります。なお、国債の売却・償還により売却損・償還差損が生じた場合、他の上場株式などの売却益や配当などと損益通算することができます。
- 国債の購入に際しては、購入対価のみをお支払いいただき、手数料はかかりません。
- 国債は、金融機関などに開設された国債の振替口座で管理されることになりますが、金融機関などによっては、口座の開設あるいは口座の維持などに際して、手数料が必要となります。
- 市場の金利状況によっては募集を行わないことがあります。
- 国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。
- 個人向け国債には、その発行から、1年間の中途換金禁止期間があります。その後は額面金額で中途換金できます。
- 中途換金する場合、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685の中途換金調整額が差し引かれます。なお、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、中途換金調整額を差し引いた金額が、中途換金した場合における所得税の計算上の収入金額となります。
- 個人向け国債の購入に際しては、購入対価のみをお支払いいただき、手数料はかかりません。
- 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。

2025年10月17日現在

